

第5回三条市避難所検討委員会会議録（要点記録）

- 1 日 時 平成24年9月19日（水）13：30～15：00
- 2 場 所 三条市役所 第二庁舎 301会議室
- 3 出席者
(委員)
小林委員長、土田副委員長、須佐委員、熊倉委員、堂坂委員、藤田委員、堀委員、
渋谷委員
※李委員、長谷川委員は欠席
(アドバイザー)
群馬大学大学院金井准教授、群馬大学大学院島研究員
(事務局)
堤行政課長、上原防災対策室長、石塚主査、西澤主任、岡田主事

4 委員会記録

(1) 開会にあたり、留意事項の説明（委員長）

- ア 第1回から第4回まで検討してきた第一部「命を守るための避難所」の検討内容である選定基準、選定方法、開設・運営方法、物資・機能等について委員会としての基本方針を確認する。
- イ 第一部の検討結果に基づき事務局が作成した、地域住民が自分たちの地域の民有施設を緊急避難場所を選定するための手引きであるリーフレットの内容について意見を出してもらう。

(2) 質疑・意見交換

◇避難所検討委員会第一部の検討結果（事務局説明）

※資料（避難所検討委員会第一部の検討結果）を参照

○堀委員

震災時の緊急避難場所として空き地を利用する場合、ステッカーを張る建物がないため、看板を立てる必要があるのではないか。また、災害ごとに定めた選定基準に基づき実際の施設を選定するにあたっては、結果として選定箇所数が少なくなったとしても基準を厳格に当てはめた方がよいのか、それとも基準を緩く捉えてできるだけ多くの箇所を選定した方がよいのか、どちらか。

○事務局

看板を立てるとなると基礎を埋めなくてはならず、私有地の場合には難しい。そのような場合には、施設を選定した地域として住民への周知の徹底を図っていただくことをお願いしたい。ただし、柵や塀など張れる部分があれば検討したい。

○金井准教授

原則として基準の範囲内で選んでいただきたいが、実際には地域の状況に応じて選定するかどうか決めるべき。例えば、地域内で緊急避難場所に利用できる高い建物等が全体数として少ない場合は、利用できる施設は利用し、緊急時にすぐに駆け込める緊急避難場所をできるだけ多く確保する必要がある。もし地域がそのように考えるならば、杓子定規に基準を当てはめて数を絞ることにはならないという判断もあり得るのではないか。私の意見としても、緊急避難場所はできるだけたくさん選定した方がよいと思う。

○小林委員長

数が多くなると行政側が支援を行き届かせるのが大変だと思うが、大丈夫か。

○金井准教授

地域によって、どういう説明を住民にするかにかかっている。「緊急的に逃げ込んだ避難先での支援をあてにするのではなく、早めに余裕を持って安全な所に避難しなければならない」と伝えることが大切。

○堂坂委員

私の町内では、緊急避難場所としての使用について3階建ての民家の所有者に交渉したところ、先日快諾いただいた。町内にはもう1か所、交渉を検討しているところがある。また、町内ではないが、隣接する近辺に4階建ての企業の施設があり、今後協力をお願いしていきたいと考えている。それから、行政側から緊急避難場所に食料を届けてもらうことは可能か。また、緊急避難場所として施設を使わせてくれた企業に対し、補償等はしないということだが、避難者がトイレをたくさん使用して故障した場合はどうするのか。

○金井准教授

緊急避難場所にどういう機能を持たせるかは、自治会で決めることである。そこである程度滞在する必要がある住民がいるとすれば、あらかじめ食料等を町会で置いておくのか、個人で準備するのかを決めておくことが必要である。

○島研究員

自治会が協議したうえで、住民の総意としてそれでも地域でできないということになれば、市でやることについて検討することになるだろう。まずは地域で考え、取り組むという姿勢で進めることが大切。緊急避難場所の数が多くて大変だという議論では、前に進まない。

○堂坂委員

避難した後に大切なのは食べ物である。おにぎりなどを提供しようと思った時、そういうものの支給は得られないということか。

○事務局

「命からがら避難」のために利用するのが緊急避難場所である。炊き出しについては、市の開設する公共施設の避難所に移動していただくことで、提供可能である。

○堂坂委員

了解した。念のため確認させてもらった次第である。

○土田副委員長

資料5ページに「※ただし、どちらの方法によっても、民有施設の使用に係る対価の支払いや補償等はない」と書いてあるが、こういう記載をするべきではない。例えば「自治会長に一任する」などと書けないものか。要は、民有施設側が貸してあげてもいいと思えるようなものを考える必要がある。

○藤田委員

今後の課題としては、緊急避難場所選定に向けた方向付けである。自治会の方々が積極的に選定に動き、市もそれに協力するという姿勢が一番大事。避難先で必要となる物についても、緊急避難場所であらかじめ準備しておくことは到底できない。住民自身が準備することの大切さをアピールすることが重要。また、緊急避難場所が“ここ”にあるということが自然にわかるようなやり方について議論する方が大事だと思う。

○堀委員

公共施設の避難所についての見直しはまだなされていない。見直しにあたっては、地域の人からの要望を考慮に入れて検討してもらってもよいと思う。

○藤田委員

熊倉委員の地元で大きな土砂災害があったが、災害が発生した時に住民が即集落センターに避難するなどして行動できたことは、地域がしっかり団結していたからであると思う。おそらく、命からがら避難する際に、そこに避難した後で食べるものがあるかないかといった心配はしなかったことと思う。避難してから集落で食べ物を持ち合い炊き出しをされたことから、食べ物をどうするかということについては、避難した後の話であると思う。

○熊倉委員

災害に対する想定は、いくらやってもこれでよいということはない。市でやれることには限度があると思う。7.13水害時に比べ今年の7.29水害では倍の雨量となった。まず「命からがら」逃げる場所をどう確保するかということが大事である。緊急避難場所として施設を提供してくれるような企業に、そもそも対価を求めるような人はいないと思う。住民が命を守るために企業に協力してもらうことが第一で、そこで何が必要となるかは、実際に避難した後に検討してもよいではないか。

○藤田委員

私も同感である。

○金井准教授

皆さんの意見を聞いて心強く思った。大前提は自分の命は自分で守るということ。どうしても避難しなければならない時のために、あらかじめ必要な物を準備していないと、どういう不便があるのか書いてもよいのではないか。何も持たずに避難した場合、2、3日空腹で我慢しなければならず、避難先の人の厚意に甘えることになれば、迷惑がかかるということをはっきり伝えることが大切である。避難後のトラブルにどう対処するかあれこれ考えて結果として何もできなくなるのではなく、住民一人一人がトラブルを回避できる人になってもらうようにしなければならない。

○土田副委員長

資料5 ページの「企業側のメリット→社会的貢献企業としてのイメージ戦略につながる」という記述は削除すべき。こんなのは当たり前のことで、わざわざ書く必要はない。また、同ページの「※ただし、どちらの方法によっても、民有施設の使用に係る対価の支払いや補償等はしない」という記述も削除すべき。

○事務局

委員の仰られた記述のある資料は、この検討委員会の概要をまとめたものであり、実際に地域の住民に出すのはこの後説明するリーフレットの方である。リーフレットの方にはそのような記述はないが、それでも削除した方がよいか。

○小林委員長

そうした方がよい。

○事務局

では、ホームページに掲載する時には削除した形で載せてよいか。

○小林委員長

削除した形で載せるべき。

○藤田委員

堂坂委員の島田地区では先に民有施設の選定に動いているが、市としては検討結果がまとまってから実際に働きかけようということなのか。

○事務局

本日までにこの検討委員会で皆様からいただいた意見をまとめ、市内部で協議を行い、方針が決定された後、市として地域の方に対し地元の民有施設の選定について働きかけていく予定である。これについては、第二部検討委員会での検討と同時並行で行っていく。

◇地域における緊急避難場所選定等に関するリーフレットについて（事務局説明）

※資料「ご自分の地域の避難所や避難方法について考えてみましょう」を参照

○渋谷委員

このリーフレットは、自治会長から市民の方に配付するのか。

○事務局

実際に地元の民有施設を選定するにあたり、各住民がばらばらに民有施設を管理する企業等と交渉するのではなく、自治会単位で交渉することになることから、市ではまず自治会長に対して配付しようと考えている。

○事務局

このリーフレットは、字が多く、読みづらいつと感じる方もいるかと思うので、群馬大学の研究室の方と一緒にレイアウトやデザイン等について検討し、一般の市民が見やすい形に変更したいと考えている。中身については、検討委員会を立ち上げた経緯や選定基準、覚書の例示等を掲載することで、自治会長を始め地域の皆様が実際に緊急避難場所を選定するにあたって使いやすいリーフレットにしていきたいと考えている。委員の皆様からは、こういった内容を盛り込むべきだとか、こういう記述はどうなのかといったことについてご意見をいただきたい。

○堀委員

緊急避難場所についてのイメージがしっかりと伝わるよう「命からがら」というキーワードをどこかに入れるべき。

○熊倉委員

字数は三分の一くらいにすべき。緊急避難場所の覚書については、自治会長が自分でしまっておくのではなく、自治会の集会所等に掲示し、住民や協定先の人に明示できるような形にした方がよい。

○小林委員長

8ページの覚書の最初の部分で、「申し合わせにより、」と書いてあるが、申し合わせの意味がわからない。その下に書いてある「申し入れ、」も同様である。もう少しわかりやすい表現をするべき。

○島研究員

他市では緊急避難場所を記載した防災マップを地域で作成しているところもある。各自治会は、指定した緊急避難場所の位置などを住民へ周知する方法について考えておく必要がある。

○堂坂委員

私の地区の緊急避難場所は、普段のつながりの中でのご厚意により選定許可をもらっている。あまり堅苦しい文章の取り交わしをすることにより、施設の貸し手が責任を負うと感じて心理的に圧迫感を覚えることで、選定しづらくなると思われる。また、私の地区では防災マップも作っており、要援護者のお宅の位置等記載している。新たに緊急避難場所を選定した場合、マップにその位置を記載していくこともできる。

○藤田委員

例えば三条市の「エコちゃんサンちゃん」のようなマスコットを入れたマークが緊急避難場所のお宅に掛けてあるとよい。マンガのようなマスコットを利用するなどイメージづくりが大事だと思う。

○金井准教授

堂坂委員からご指摘いただいた覚書について、賛否両論ある。覚書を活用してきた理由として、企業を相手に施設を選定する場合は、覚書があった方が企業側として後任の担当者に引き継ぎやすいという点がある。覚書を無理に交わす必要はない。特に、一般のお宅を使わせてもらう場合など、日頃のつきあいの延長として厚意で利用させてもらうということはある。ただ、交渉する際に一点確認していただきたいのは、地域の住民全員にそこが緊急避難場所であることを周知してよいかどうかということ。施設を提供する側によっては、あらかじめ顔のわかる決められた人なら受け入れてもいいという所と、不特定多数のだれでも受け入れて構わないという所があると考えられるため、貸し手の意図する形で同意を得る必要がある。

○堂坂委員

私もそう思う。例えば緊急避難場所に避難するのは災害時要援護者のみとするなど、施設に避難するのがだれなのか理解してもらうのが大切。

○金井准教授

このリーフレットについては、皆さんが読みたくなるものにする必要がある。過去の水害の時に危なかったこと、困ったことやそれを解決するためにどうしたのかなど、皆さんの現実の体験を書いてもよいかもしいない。

○土田副委員長

緊急避難場所と避難所の違いがわからない人がいると思う。どちらも同じだと思われるのではないか。非常に難しいところである。

○金井准教授

それについては一旦預からせていただきたい。また、地域が企業にお願いに行く時に「お願い文（文書）」があった方がよい。

○藤田委員

企業の人が、「あのステッカーがほしいから協力しよう」と思えるようなステッカーはないものか。

○金井准教授

それについても検討したい。

○小林委員長

それでは以上でよろしいか。次回の会議について事務局から説明してもらいたい。

○事務局

本日ご議論いただいたリーフレットについては、次回修正版をお見せできると思う。次回からは、第二部「暮らしを支える避難所」について検討をお願いしたい。日程については10月の下旬を予定しており、詳細が決まり次第、ご案内差し上げる。

○小林委員長

以上で第5回避難所検討委員会を閉会する。